

2026 年度基本方針・事業計画

私たちは、2040 年の社会構造の変化を見据えた地域共生社会の実現に向け、社会福祉士の専門性を発揮し、誰もが尊厳を持って暮らせる社会の構築に取り組んできました。複雑化・複合化する生活課題に対し、個別支援の枠を超えた社会福祉士の役割への期待はかつてないほど高まっています。2026 年度は、これまでの歩みをさらに進め、道民のウェルビーイングを支える専門職団体として、以下の視点に基づき事業を展開してまいります。

1. 強固な組織基盤の確立：次世代育成と会員間の連帯

会員数が横ばいで推移する現状を真摯に受け止め、引き続き会員ニーズの把握と魅力ある事業への改善を図ります。特に次世代支援として、若年層への会費一部免除キャンペーンを継続し、新規入会を促進するとともに、新カリキュラムに対応した質の高い実習指導者の養成に注力します。また、SNS 等を活用した戦略的広報と、全会員を対象とした交流会の開催を通じ、組織の枠を超えた強固なネットワークと会員であることの意義を再構築します。

2. 「マクロソーシャルワーク」の実装と専門性の再定義

日本社会福祉士会編の教材を用いた研修を実施し、マクロソーシャルワークの最新理論を学ぶ機会を提供します。支援の力点を個別支援（ミクロ）から、地域や制度の変革（マクロ）へと繋げる視点へと拡張し、ソーシャルワーカーとしての資質向上を目指します。これにより、広大な北海道に点在する諸課題を、「面」としての地域課題解決へ結びつける実践者を養成します。

3. 生涯研修の充実と倫理綱領の遵守

社会福祉士としての信頼の根幹である倫理綱領および行動規範の遵守を徹底し、全会員対象の倫理研修を継続します。あわせて、資質向上に資する生涯研修制度の充実を図り、認証研修プログラムの再構築と認定取得を促進することで、多様なニーズに応えうる実施体制への強化を図ります。

4. 権利擁護の推進と広域的なソーシャルアクション

成年後見制度の普及・啓発をはじめ、虐待防止、ハンセン病、生活困窮、いじめといった解決困難な社会的課題に対し、行政や他職種団体と連携した積極的な啓発・支援を行います。また、「東北・北海道ブロック連絡協議会」の歩みも 4 年目を迎え、2026 年青森全国大会、2028 年北海道研修大会を見据えた東北各県との協力体制をさらに強固なものとし、広域的な知見の共有を図ります。

5. 災害支援体制の強化

昨年より移管された「DWA T（北海道災害派遣福祉チーム）事務局」の運営を軸に、平時からの備えと発災時の円滑な支援体制を構築します。

6. 持続可能な組織運営

厳しい財政状況下において事業の「選択と集中」を追求し、実効性のある事業執行と持続可能な財政基盤の確立を両立させます。

結びに、本会は地域住民との協働を深化させ、会員一人ひとりの声が本会の活動を動かす原動力となるよう、開かれた組織運営に努めます。2026 年度、私たちは「社会を変える」視点を持ち、北海道の福祉の未来を切り拓くために、総力を挙げて取り組んでまいります。

I. 基本方針と重点的取組

1. 次世代人材育成及び会員間交流への取り組み

- (1) 若年層新規入会者に対する会費一部免除のキャンペーンを継続し、次世代の会員確保を図る
- (2) 新カリキュラムの社会福祉士養成課程における質の高い実習指導者の養成に取り組む
- (3) マクロソーシャルワークの実践者を養成するための研修を実施する
- (4) 地区支部間や会員同士の交流を図るため、全会員を対象とした交流会を開催する
- (5) 東北・北海道ブロック連絡協議会による他県士会との協力体制を強化する

2. 生涯研修制度の充実と実践力強化

- (1) 認証研修の開催に向けたプログラムの再構築及び認定機構の認定取得を促進する

3. 権利擁護の推進及び積極的ソーシャルアクションの実施

- (1) 市町村や各種機関、他士業団体と連携し、成年後見制度の普及・啓発を促進すると共に権利擁護支援の充実に寄与する
- (2) 虐待防止に向けた研修の開催や虐待対応を行う市町村との連携などに取り組む
- (3) 市町村や各種機関と連携し、ハンセン病・自殺・生活困窮・いじめ・虐待・身元保障問題など、解決困難な社会的課題に対する取り組みや啓発を強化する

4. 災害支援体制及び連携の強化

- (1) これまでの災害支援で培ってきた経験を活かし、道や市町村、各専門職団体と連携し、平時の及び災害発生時に被災地への支援を円滑に行うための支援体制を強化する

5. 倫理綱領及び行動規範遵守の徹底

- (1) 倫理綱領及び行動規範遵守の取り組み・啓発を継続して行う
- (2) 全会員対象の「社会福祉士としての倫理に関する研修」を実施する

II. 事業計画

事業計画は、定款及び諸規則に基づき、理事会において作成し、実施する。

公益社団法人北海道社会福祉士会定款

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 社会福祉の援助を必要とする住民の生活と権利の擁護に関する事業
- (2) 社会福祉に関する知識及び技術の普及及び啓発に関する事業
- (3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (4) 社会福祉士等の資格取得の支援に関する事業
- (5) 相談援助従事者の養成及びその技術の研鑽に関する事業
- (6) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (7) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 企画総務委員会

(1) 定款第4条第2号に基づく事業

①社会福祉士セミナーの開催

地区支部社会福祉士セミナーの開催（各地区年1回）

②マクロソーシャルワーク研修の開催

③北海道福祉人材センターへの協力

1)福祉人材センター運営委員の派遣

2)福祉職場ガイダンスへの会員の派遣・協力

④広報・情報活動の実施

1)ホームページ・Facebook・会員専用メール配信・LINE公式アカウント・Instagramでの情報配信等の管理運営・充実

2)機関紙（かわら版）の発行（年3回）、会パンフレット修正及び増刷

⑤各種声明・政策提言の実施

1)市町村における取組内容と現状、今後の方針に関する調査研究の実施

●メールでの調査・結果報告とする

(2) 定款第4条第4号に基づく事業

①国家試験全国統一模擬試験等の実施

●集合開催会場：札幌

- その他：自宅受験、団体受験
- ②社会福祉士の資格取得支援に関わる助言、協力
 - 1) 国家試験実施日に各地区会場において激励活動並びに本会の周知を行い、資格取得後の入会を促す
 - 2) 国家試験受験対策講座の開催検討（予算計上はなし）
- (3) 定款第4条第6号に基づく事業
 - ①東北・北海道ブロック研修大会、実践研究集会実践発表者推薦
 - 2026年度は青森県で全国大会が開催されるため、研修大会は実施されない。
 - ②東北・北海道ブロック連絡協議会への参加
 - 2026年度は北海道士会が開催 11月札幌市にて開催予定
 - 7道県士会による横断的事業の検討
- (4) 定款第4条第7号に関する事業
 - ①関係団体等との連携
 - 1) 北海道医療・福祉関係職能団体（北海道医師会、北海道看護協会、北海道医療ソーシャルワーカー協会、北海道精神保健福祉士協会、北海道介護福祉士会等）との連携
 - 2) 4団体（北海道医療ソーシャルワーカー協会、北海道精神保健福祉士協会、北海道介護福祉士会、本会）会長会議の開催
 - 3) ソーシャルワーカーデーでのイベント事業（9月、1月）
 - 4) その他、会活動にとって有益となる事業への共催、後援等
- (5) 定款第4条第8号に基づく事業
 - ①実践研究集会の実施（隔年で実施する）
 - ②会員交流会の実施（9月若しくは10月 帯広市周辺で開催予定）

2. 生涯研修委員会

- (1) 定款第4条第3号に基づく事業
 - ①生涯研修の促進
 - 1) 基礎研修Ⅰの実施（講義：e-ラーニング 演習：集合2回2日 7会場）
 - 2) 基礎研修Ⅱの実施（講義：e-ラーニング 演習：集合6回7日 6会場）
 - 3) 基礎研修Ⅲの実施（講義：e-ラーニング 演習：集合5回8日 4会場）
 - 4) 生涯研修担当者全国会議への担当理事等派遣（年1回）
 - 5) 生涯研修委員会の運営（日本士会生涯研修担当者会議、東北・北海道ブロック生涯研修担当者会議への出席）
 - 6) 認定社会福祉士制度の周知と研修認証申請の促進
 - 7) スーパービジョンの実施及び運営管理体制の構築（基礎研修Ⅲ修了・認定更新の方を主な対象とする）
 - 8) 実践研修の促進
 - 9) 研修担当講師の養成（日本社会福祉士会主催研修受講時の道士会による受講費用助成、伝達研修の実施）

3. ばあとなあ北海道運営委員会

- (1) 定款第4条第1号に基づく事業
 - ①権利擁護・利用者支援事業の推進 ～ 権利擁護センター「ばあとなあ北海道」の運営
 - 1) 権利擁護・成年後見相談の実施
 - 事務局常勤相談員による電話・来所相談
 - 2) 後見活動の支援

- a) 成年後見人材育成研修（前期：9月、後期：1月）
 - b) 名簿登録研修（1月）
 - c) 家庭裁判所への候補者名簿の提供（年1回）
 - d) 成年後見人選任の調整（随時）
 - e) ぱあとなあ登録及び報告書の管理・確認（定期報告・・・年1回、2月）
 - f) 地区支部ぱあとなあ登録者及び成年後見人受任者勉強会の開催（各地区年4回）
 - g) 未成年後見養成研修（日本社会福祉士会、他県士会主催）修了者の名簿追記登録
- 3) 成年後見・権利擁護活動の普及・啓発
- a) 「成年後見・権利擁護セミナー」の開催（各地区年1回）
 - b) 各種権利擁護関係研修会への講師派遣
 - c) 成年後見制度利用促進法の普及・啓発の推進
- 4) 倫理綱領・行動規範研修
- 「社会福祉士としての倫理に関する研修」を実施（11月）
- 5) 関係機関・職能団体との連携
- a) 弁護士会、司法書士会「リーガルサポート」等との連携
 - b) 日常生活自立支援事業実施機関との連携
 - c) 家庭裁判所との連携
 - d) 後見支援実施機関である市町村等との連携
 - e) 市民後見人養成機関及び後見センターとの連携
- 6) ぱあとなあ北海道運営委員会の運営
- a) ぱあとなあ北海道運営委員会の開催（月1回）
 - b) 日本士会連絡会議等、各種全国会議への担当理事派遣（随時）
- ② ぱあとなあ北海道業務監査委員会
- 1) ぱあとなあ業務監査委員会の開催（7月）
 - 2) ぱあとなあ北海道が行う活動報告の点検及び活動実態の把握並びに必要な指導

4. 現場実習指導者研修委員会

(1) 定款第4条第2号に基づく事業

① ソーシャルワーカー啓発コンテンツによる社会福祉士の周知

中高生や若年層向けに、社会福祉士の資格やソーシャルワーカーの業務を紹介するために作成した漫画により周知を図る

- 1) 漫画の印刷、道内中学高校及び養成校に郵送配布
- 2) ホームページに掲載し、ダウンロードにて使用できるようにする。

(2) 定款第4条第3号に基づく事業

① 社会福祉士養成のための現場実習指導者の育成

- 1) 社会福祉士現場実習指導者養成研修会の開催（1, 2日目9月／オンライン
3日目10月／かでの2.7 状況によりオンライン 定員100名程度）
- 2) 社会福祉士現場実習指導者フォローアップ研修会の開催（11月、3月／かでの2.7
状況によりオンライン）

※現場実習指導者養成研修修了者、今後研修を受ける予定にあるスーパーバイザーを対象に、スーパービジョンスキル維持向上を目的とした研修を実施。

※60時間実習を対象とした実践報告研修、180時間実習を対象とした実践報告研修

- 3) 日本社会福祉士養成校協会北海道ブロック、日本社会福祉教育学校連盟北海道ブロック支部等との連携（実習協力施設機関会議等への出席）
- 4) 現場実習指導者研修委員会の運営（毎月開催。年1回集合、その他はオンライン）

- 5) 各種全国会議への担当理事もしくは委員の派遣（随時）

5. 地域包括支援センター支援委員会

(1) 定款第4条第3号に基づく事業

① 地域包括ケアの推進

- 1) 地域包括支援センター社会福祉士向け高齢者虐待対応現任者標準研修の開催（5月末／札幌での開催 3日連続）
- 2) 地域包括支援センターネットワーク実践力養成研修会の開催（認証研修）（前期7月、後期2月予定）
- 3) 各地区支部での地域包括ケア推進研修会の実施（各地区支部で実施）
- 4) 地域包括支援センター支援委員会の運営（年4回／5月、8月、11月、3月）
- 5) 北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会との連携（運営委員派遣）
- 6) 虐待対応専門研修（講師養成）への委員の派遣
- 7) 高齢者虐待対応に関する専門職チーム研修への派遣
- 8) 各種全国会議への担当理事もしくは委員の派遣

6. 障がい者等地域生活支援委員会

(1) 定款第4条第5号に基づく事業

① 障がい者等の地域生活支援の推進

- 1) 障がい者の地域生活支援研修実施内容協議（前期8月 後期11月）
- 2) 障がい者等人権啓発セミナーの実施（年3回 5月、9月、1月／オンライン）
- 3) 施設従事者虐待防止研修の実施（10月／ハイブリッド開催）
- 4) 高齢者分野等との連携による障がい者虐待への防止対応、啓発普及
- 5) 障がい者等地域生活支援委員会の開催（年4回）

7. 生活困難者支援委員会

(1) 定款第4条第8号に基づく事業

① 生活困難者支援委員会の開催（年4回オンライン開催）

② ハンセン病問題協議会等関係団体との協働・連携、通信の発行による啓発

③ 生活困難者支援委員会関連の講師養成研修への派遣

④ 生活困難支援についてのセミナーの開催（10月予定／オンライン）

⑤ 自殺対策事業

- 自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策予防月間（3月）における啓発活動を実施

⑥ 生活困窮に関する連続講座

オンラインを活用し、基礎知識習得、所属機関や地域での実践展開を目的（9月～隔月3回予定）

⑦ その他、生活困難とリンクする看過されがちな福祉ニーズに関連する取り組みへの積極的関与

8. 災害対策委員会

(1) 定款第4条第8号に基づく事業

① 災害対策委員会の開催（年2回／7月、12月）

② 災害支援活動が可能な会員募集

③ 大規模自然災害時における支援者養成研修会（11月／かでの2.7）

④ 北海道社会福祉協議会災害ボランティアネットワーク会議への委員派遣

⑤ 北海道災害福祉支援ネットワーク会議への委員派遣

⑥ 北海道災害派遣福祉チーム登録員研修へのチーム員派遣

- ⑦【北海道委託事業】北海道災害派遣福祉チーム（DWAT）事務局業務受託、事務局設置

9. 司法分野との連携特別委員会

(1) 定款第4条第8号に基づく事業

- ①司法分野との連携について、そのあり方、経費負担等について検討
- ②北海道弁護士連合会との連携についての協議
- ③各支部にて、司法分野との連携の実施および情報収集を行う。
- ④司法福祉担当者意見交換会への参加(11月／オンライン)
- ⑤【認証取得済研修】リーガルソーシャルワーク研修会（8月／オンライン）
- ⑥司法分野における社会福祉士の関与の在り方を考える学習会実施（10月／ハイブリッド）
- ⑦刑事司法分野における実践報告会の開催（2月／オンライン）
- ⑧司法分野との連携特別委員会の開催(2か月に1回オンライン開催 10月函館集合開催)

10. 子ども家庭支援委員会

(1) 定款第4条第8号に基づく事業

①委員会の開催

オンライン開催を基本とし、集合開催を予定するセミナーに併せて、集合による委員会開催も予定する。

- ②講演会・シンポジウムの開催（7月／ハイブリッド）
- ③子どもの未来を考える勉強会の開催（10月、11月／オンライン）
- ④オンライン意見交換会の実施（12月）
- ⑤こども家庭ソーシャルワーカーに関する情報発信

11. 虐待対応専門職チーム運営委員会

(1) 定款第4条第1号に基づく事業

- ①虐待対応専門職チームによる会員の派遣・弁護士会との連携
- ②北海道高齢者虐待防止推進委員会との連携（委員派遣）

(2) 定款第4条第3号に基づく事業

- ①虐待対応専門研修（講師養成）への会員の派遣
- ②高齢者虐待対応に関する専門職チーム研修への派遣
- ③虐待対応専門職チーム運営委員会の開催（毎月）
- ④市町村虐待対応部署職員を対象とした、施設従事者虐待に対応する研修を実施（10月）

III. 組織・運営強化

1. 事務局の運営、職員の配置

(1) 事務局の運営

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる 2.7 4階

(2) 職員の配置

事務局長（常勤）1名 事務局員（常勤）2名 事務局員（パート）3名

2. 地区支部組織の強化

- (1) 地区支部活動の推進
- (2) 地区支部研修等事業の実施
- (3) 地区支部自主活動への取組み
- (4) 地区支部長・事務局長会議の開催（年1回）

(5) 地区支部会計担当・予算作成者研修の実施（年1回）

(6) 役員の地区支部派遣

3. 会員拡大

(1) 本会パンフレットの関係機関への配布

(2) HP内会員専用ページの充実（求人情報等の掲載や会員相互の意見交換等）

(3) 入会促進・退会抑制事業

①会員の交流機会増を目的とし、会員同士が共通の分野、趣味、スポーツなどで繋がれる場を創設する。

②会員が不特定多数の会員と自由に情報交換できる場を創設。（LINE オープンチャットなど）

(4) 社会福祉士国家試験受験日における激励活動【再掲】

国家試験実施日に各地区会場において激励活動並びに本会の周知を行い、資格取得後の入会を促す

4. 財務活動の強化

(1) 未納会費対策の強化

(2) 会計業務の委託

5. 広報・情報活動の実施【再掲】

(1) ホームページ・Facebook・会員専用メール配信・LINE 公式アカウント・Instagram での情報配信等の管理運営・充実

(2) 機関紙（かわら版）の発行（年3回）、会パンフレット修正及び増刷

6. 近県地域社会福祉士会との協働

東北・北海道ブロック連絡協議会への参加【再掲】

7. 会務の運営

(1) 総会の開催（6月27日／かでのる2.7）

(2) 理事会の開催（5月、7月、10月、2月開催 オンライン）

(3) 正副会長会議の開催（月1回）

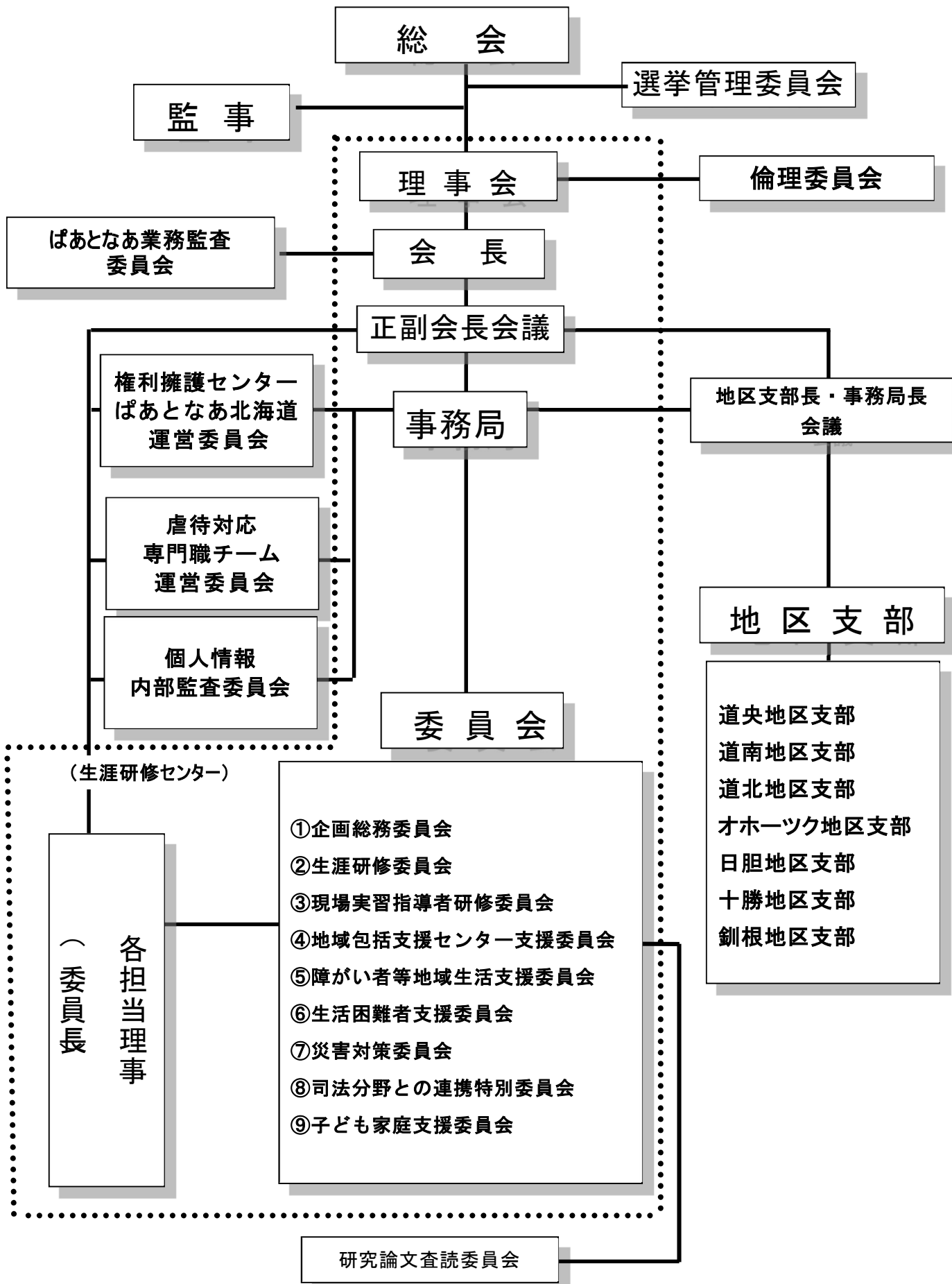
8. 倫理委員会の設置及び運営

(1) 定例会の開催（年2回）

(2) 臨時会の開催（必要時）

9. 個人情報内部監査の実施

会活動における個人情報の統制確認（年1回 対象：委員会及び事務取扱部門）



総会

選挙管理委員会

監事

理事会

倫理委員会

ぱあとなあ業務監査
委員会

会長

正副会長会議

権利擁護センター
ぱあとなあ北海道
運営委員会

事務局

地区支部長・事務局長
会議

虐待対応
専門職チーム
運営委員会

個人情報
内部監査委員会

委員会

地区支部

(生涯研修センター)

(委員長)
各担当理事

- ①企画総務委員会
- ②生涯研修委員会
- ③現場実習指導者研修委員会
- ④地域包括支援センター支援委員会
- ⑤障がい者等地域生活支援委員会
- ⑥生活困難者支援委員会
- ⑦災害対策委員会
- ⑧司法分野との連携特別委員会
- ⑨子ども家庭支援委員会

道央地区支部
道南地区支部
道北地区支部
オホーツク地区支部
日胆地区支部
十勝地区支部
釧根地区支部

研究論文査読委員会

委員会・事業部会の名称	所掌事務	
1. 企画総務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○組織強化・会員拡大に関すること。 ○関係機関との連携、また関係機関・委員会等への役員・会員の派遣に関すること。 ○会員への研究助成事業及び研究誌の発行に関すること。 ○広報・機関紙・ホームページの運営、他情報配信に関すること。 ○会費の未納対策に関すること。 ○政策提言・外部声明に関すること。 ○総会・理事会の運営企画に関すること。 ○国家試験受験対策講座等、社会福祉士の資格取得支援に関わる事業への助言、協力 ○全道実践研究集会の企画運営に関すること。 	
2. 生涯研修委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○スーパービジョン体制構築に関すること。 ○生涯研修制度の普及に関すること。 ○基礎研修の企画運営に関すること。 ○認定社会福祉士制度への研修認証申請に関すること。 	
3. 現場実習指導者研修委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○現場実習指導者研修に関すること。 	
4. 地域包括支援センター支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター業務の支援事業に関すること。 ○高齢者虐待対応研修事業に関すること。 	
5. 障がい者等地域生活支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者等の地域生活支援に関すること。 ○障がい者虐待防止対応研修等に関すること。 	
6. 生活困難者支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者を限定せず、困りごとを抱える生活者に対する支援とその仕組みづくりに関すること。 ○いのちの大切さ、人権の尊重などソーシャルワークの基盤となる価値の啓発に関すること。 	
7. 災害対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○会が行う災害支援の仕組みづくりに関すること。 	
8. 司法分野との連携特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○被疑者・被告人等の支援に係る司法分野との連携に関すること。 	
9. 子ども家庭支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○未来ある子ども達が安全に安心して成長できる社会の構築に関すること。 	
【臨時委員会】 ①研究論文査読委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○公募によって採用された研究の論文の査読及び評価に関すること。 	
委員会規程から独立している委員会	権利擁護センター ばあとなあ北海道 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護センター「ばあとなあ北海道」の運営に関すること。 ○成年後見人養成研修に関すること。 ○権利擁護事業の普及啓発、各種研修の企画運営に関すること。
	倫理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○会員の行動規範に関すること。 ○会員の懲罰に関すること。 ○会員に対する苦情、中傷等が持ち込まれた時の対処に関すること。 ○会員の不服申立てに関すること。
	ばあとなあ 業務監査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ばあとなあ名簿登録者の業務監査に関すること。 ○ばあとなあ北海道の業務全般の監査に関すること。
	選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○本会役員の選出に関すること。
	虐待対応専門職チーム 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待対応専門職チームの運営に関すること。
	個人情報内部監査 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の内部監査に関すること。